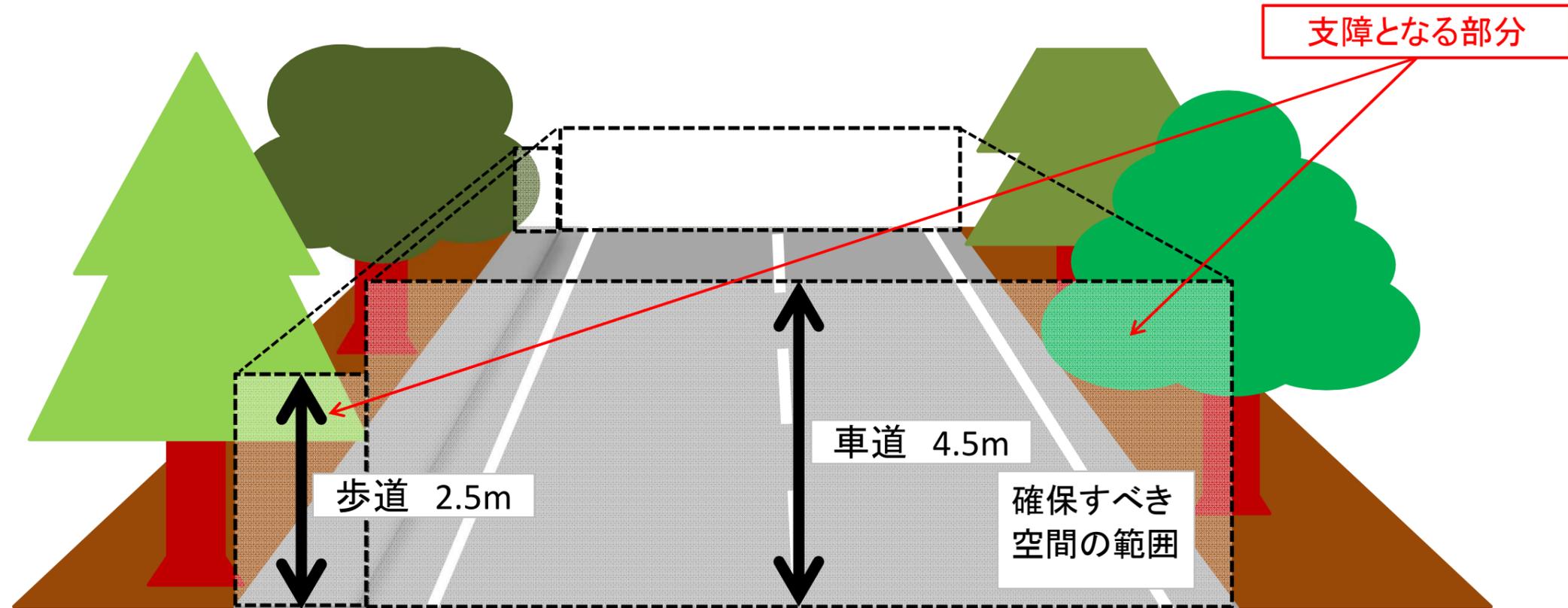


道路上に張り出した樹木について(お願い)

- 道路上に樹木が張り出すと、通行に支障をきたす場合があります。(雑草等も同様です。)
- 樹木の所有者(土地所有者)の皆様は、定期的な剪定、刈込み等、適正な管理をお願いします。



- ◎道路上で通行を妨げるような行為は、道路法で禁止されています。(道路法第43条)
- ◎建築限界による道路空間確保の目安として、車道は4.5m、歩道は2.5mとされています。(道路構造令第12条)
- ◎張り出した樹木によって通行人が怪我をしたり、車が破損した場合、被害者から損害賠償請求をされることもあります。(民法第717条)
- ◎道路の通行に支障をきたしていると判断された場合、市役所から、樹木雑草等の刈払い依頼が出されることがありますので、ご理解、ご協力をお願いします。(民法第233条・道路法第43条に基づく)